

議案第128号

区域外における公の施設の設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項及び第2項の規定により次のとおり津市と協議を行うため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月4日

松阪市長 竹上 真人

1 公の施設の名称

津市コミュニティバス路線

2 設置の目的

市域の境界に捉われず、地域の生活実態に即した運行とすることで、利用者の利便性の向上を図るため、津市コミュニティバス路線を松阪市内まで延長する。

3 設置場所

(1) 路線

松阪市嬉野平生町から同市嬉野中川新町二丁目に至る間

(2) 停留所

- ア 松阪市嬉野平生町地内 1箇所1基
- イ 松阪市嬉野宮古町地内 1箇所1基
- ウ 松阪市嬉野中川町地内 1箇所1基
- エ 松阪市嬉野中川新町四丁目地内 1箇所1基
- オ 松阪市嬉野中川新町二丁目地内 2箇所3基

4 区域外キロ程

3.57キロメートル

5 公の施設の利用

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例（平成21年津市条例第47号）及び津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年津市規則第4号）の定めるところにより、津市及び松阪市の住民の利用に供するものとする。

6 経費の負担

- (1) 松阪市は、津市コミュニティバスの区域外運行に係る経費の一部を負担する。
- (2) 嬉野平生停留所及び嬉野宮古停留所の施設整備及び維持管理に要する経費は、松阪市が負担する。
- (3) 嬉野平生停留所及び嬉野宮古停留所以外の停留所の施設整備並びに維持管理に要する経費は、津市が負担する。

7 その他

前各項のほか必要な事項は、別に協議して定める。